徳島県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
一般社団法人鳴門市医師会	鳴門市撫養町南浜字東浜四三五	鳴門市医師会訪問看護ステーション	鳴門市撫養町南浜字東浜四三五	介護予防訪問看護	平成三十一年四月十六日